

# 【資料1】 商標政策の現状と今後の取組

---

2020年11月6日  
特許庁



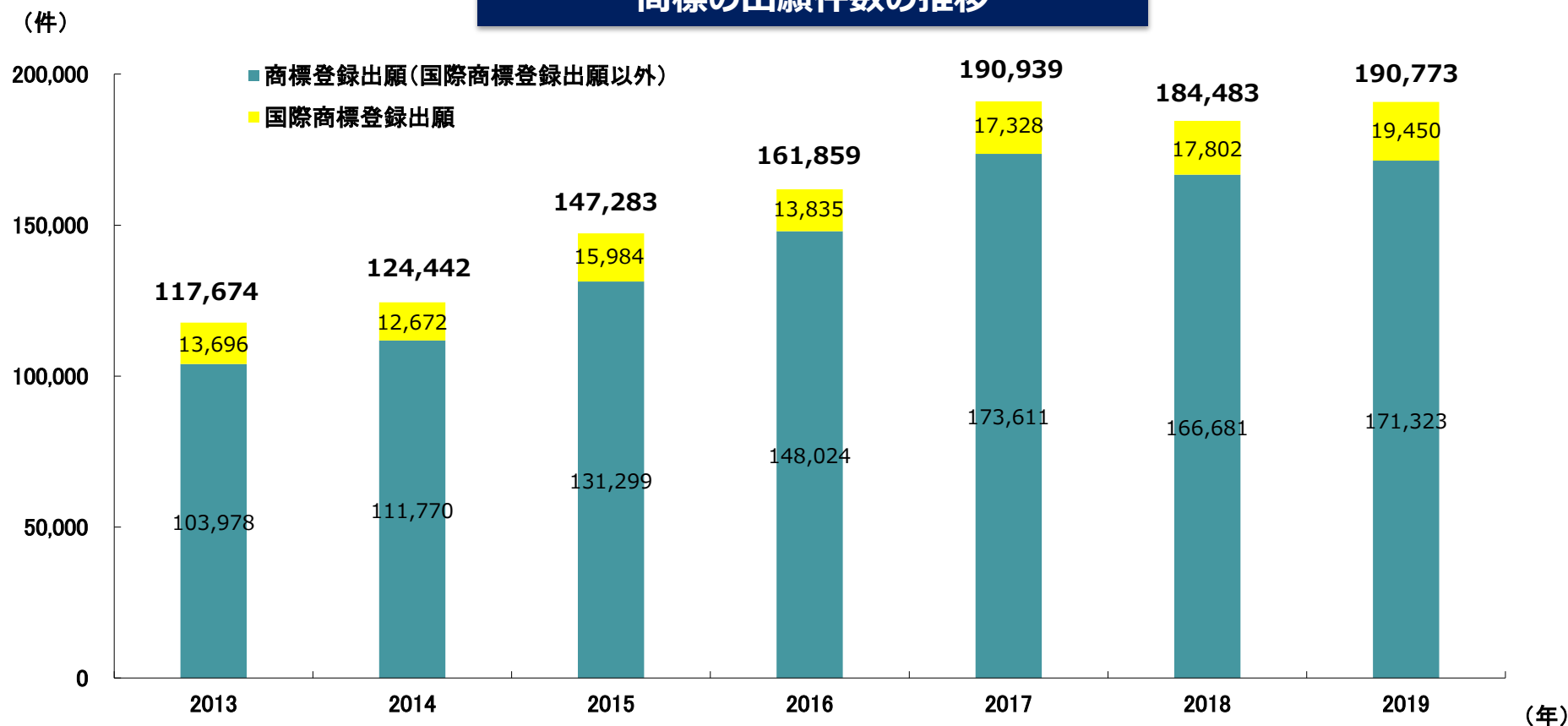
- 1 商標出願・審査の動向
- 2 審査の処理促進
- 3 その他の施策・取組

# 1 商標出願・審査の動向

# 商標出願件数の推移

- **2019年の出願件数は、約19万1千件（前年比約3%増）。**  
国内は約17万1千件で、前年比約3%増  
国際商標登録出願は約1万9千件で、前年比約9%増
- **2013年と比較すると約1.6倍。**

## 商標の出願件数の推移

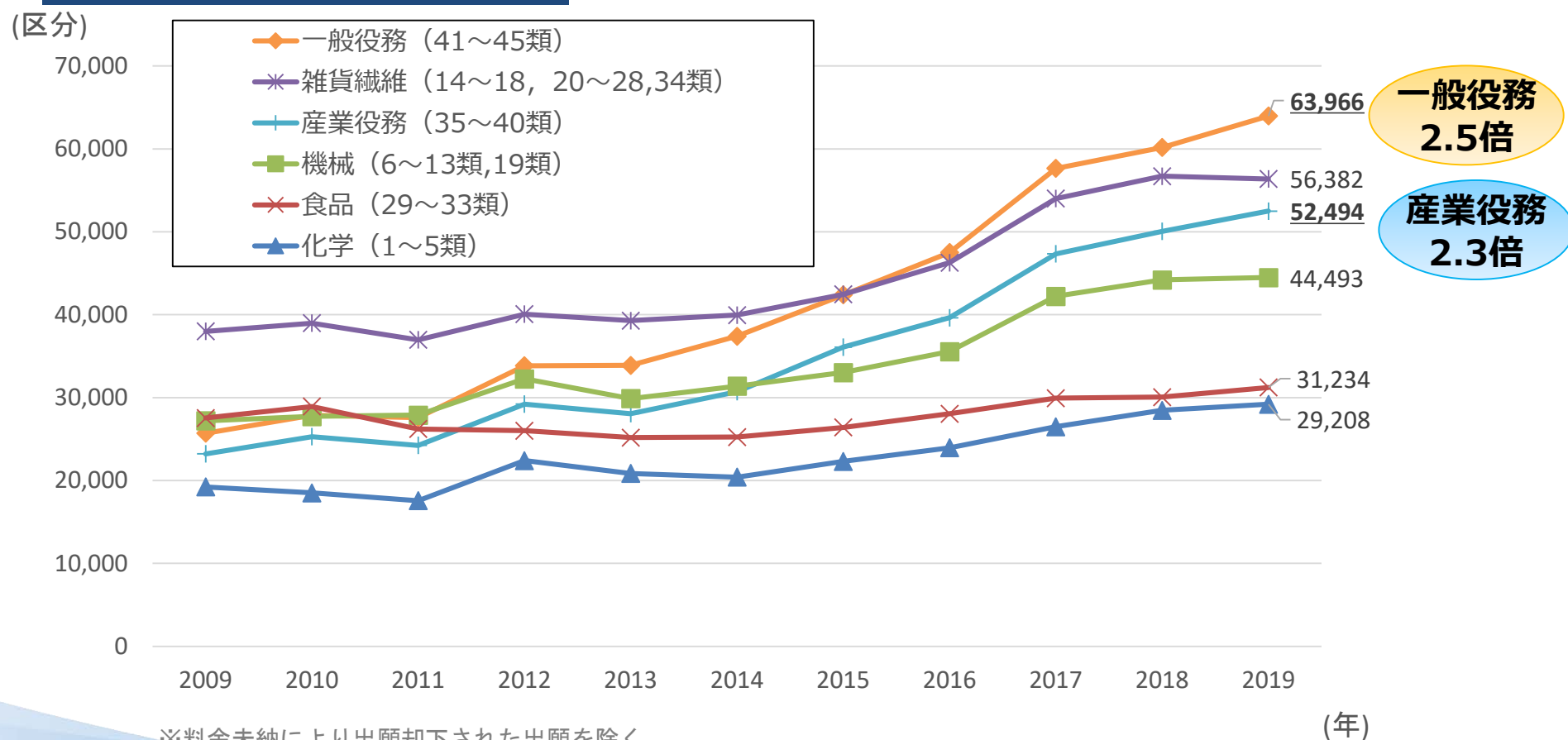


# 近年の出願件数増加の要因（分野別）

- 産業分野別では、全体的に出願増の傾向だが、特にサービス分野が伸びている。

※一般役務：飲食物の提供、宿泊施設の提供、教育、娯楽など    産業役務：金融、小売など

## 産業分野別出願区分数の推移



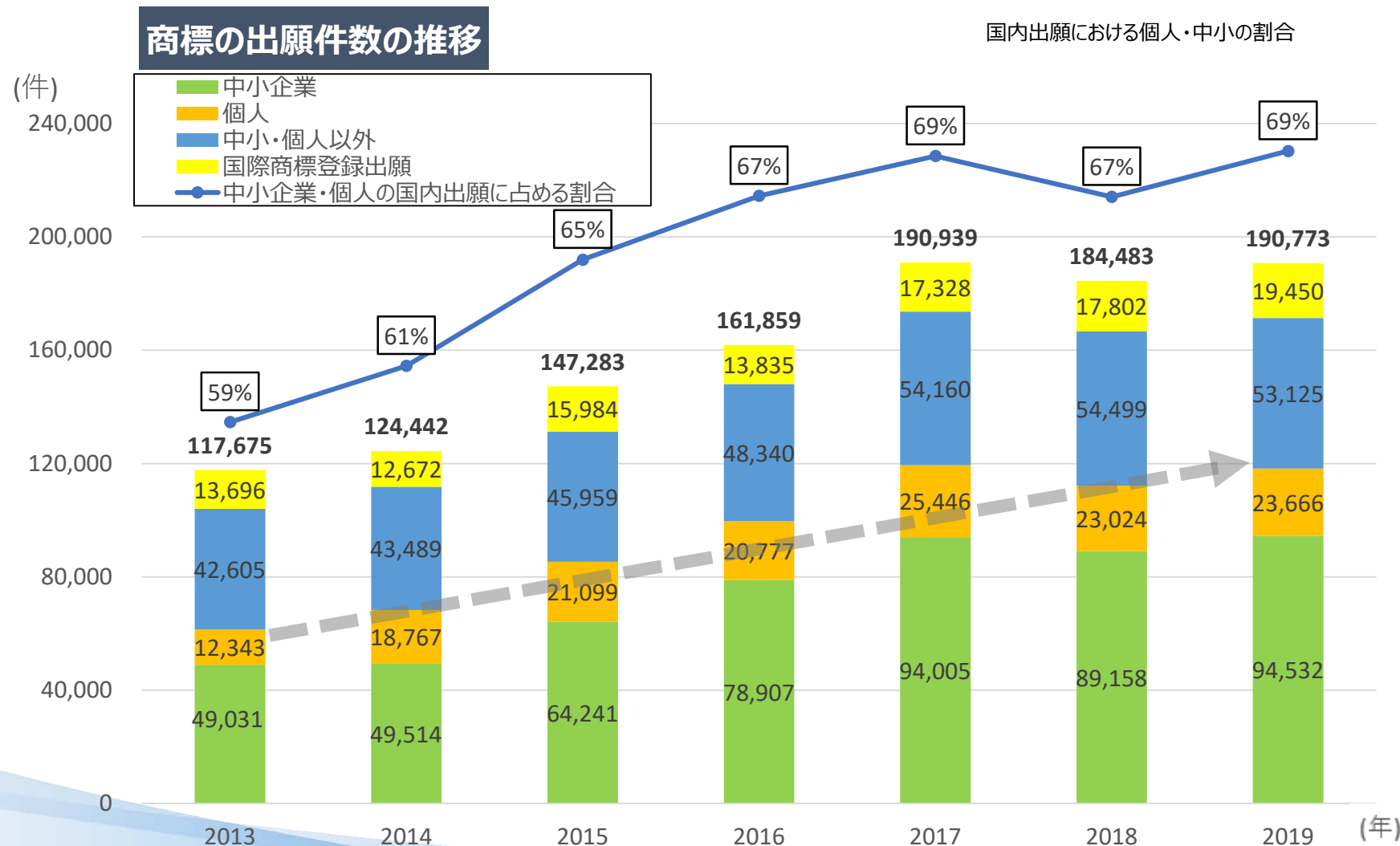
※料金未納により出願却下された出願を除く

※国際商標登録出願を除く

# 近年の出願件数増加の要因（出願人属性別）

## ■ 個人・中小企業による出願増が顕著

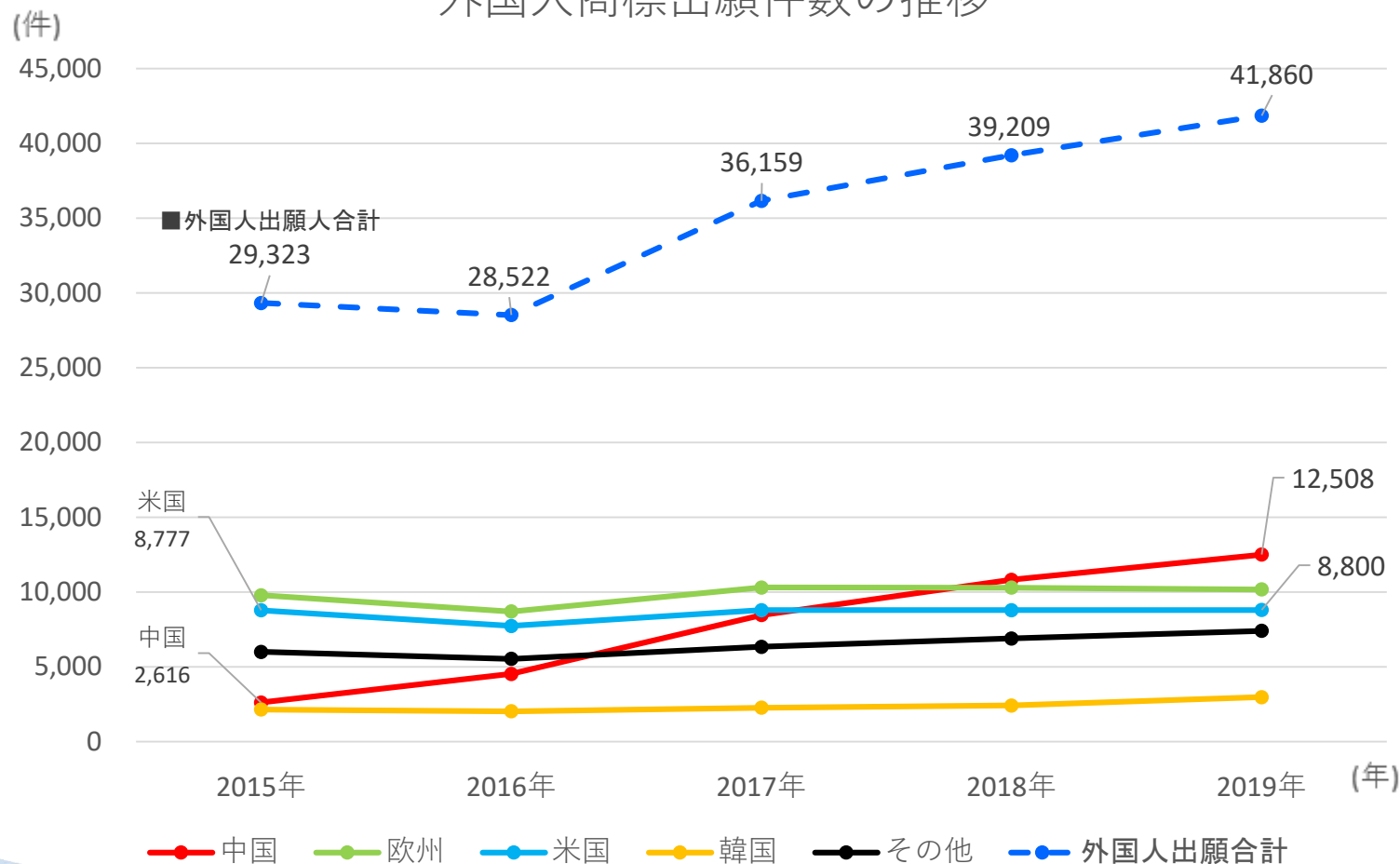
➡ 令和元年(2019年)は、平成25年(2013年)から約1.9倍（国内出願の約7割）



# 外国人からの出願件数推移

- 外国人からの出願件数は増加。
- 中国からの出願増加が顕著であり、直近5年間で約5倍に急増。

## 外国人商標出願件数の推移



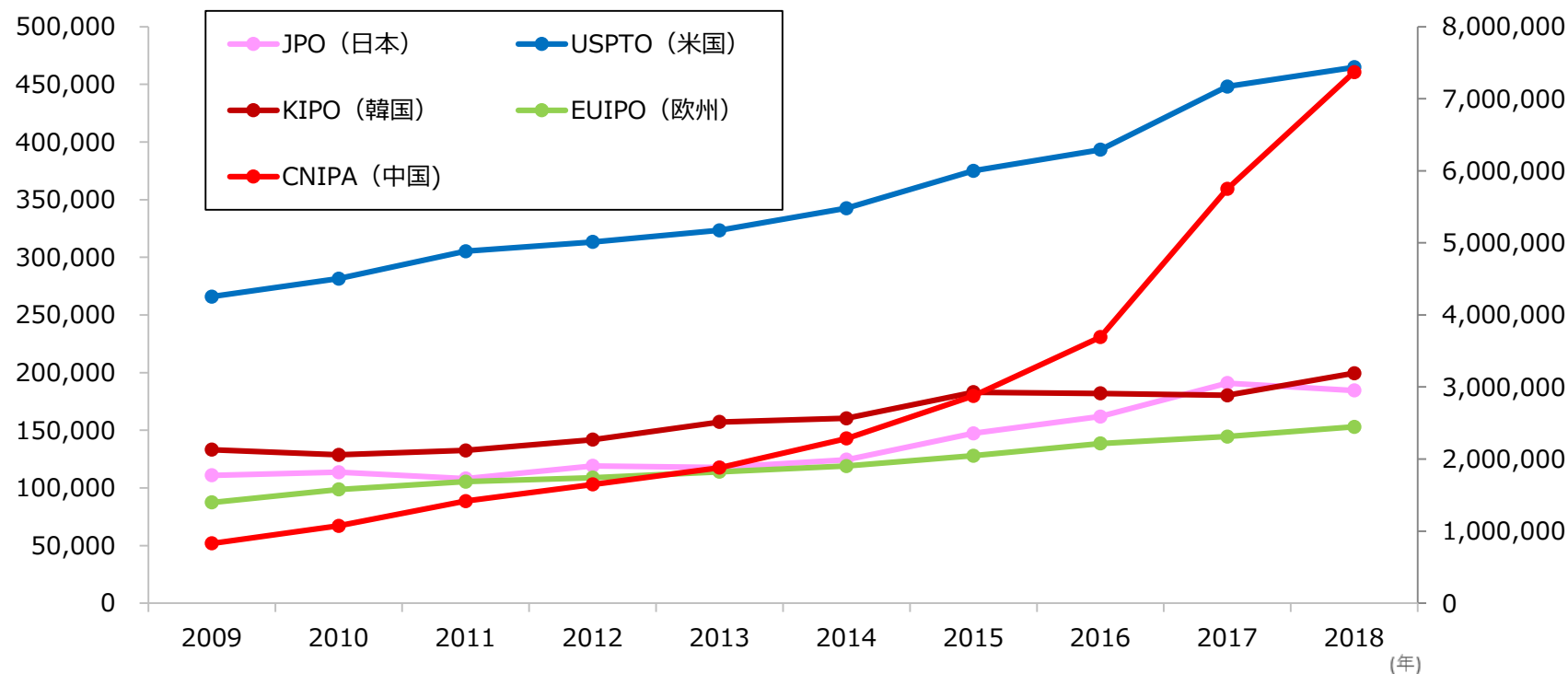
※国際商標登録出願を含む

# 5大特許庁における出願件数の比較

- 世界的にも出願増の傾向。特に中国の出願増が顕著。

## 日米欧中韓における商標出願件数・区分数の推移

(件：CNIPA (中国) 以外)



(出典)

日本・・・特許庁年次報告書2019年版

中国・・・中国商標戦略年度発展報告(～2017年)、国家知識産権局専利業務作業および総合管理統計月報(2018年)

その他・・・WIPO統計

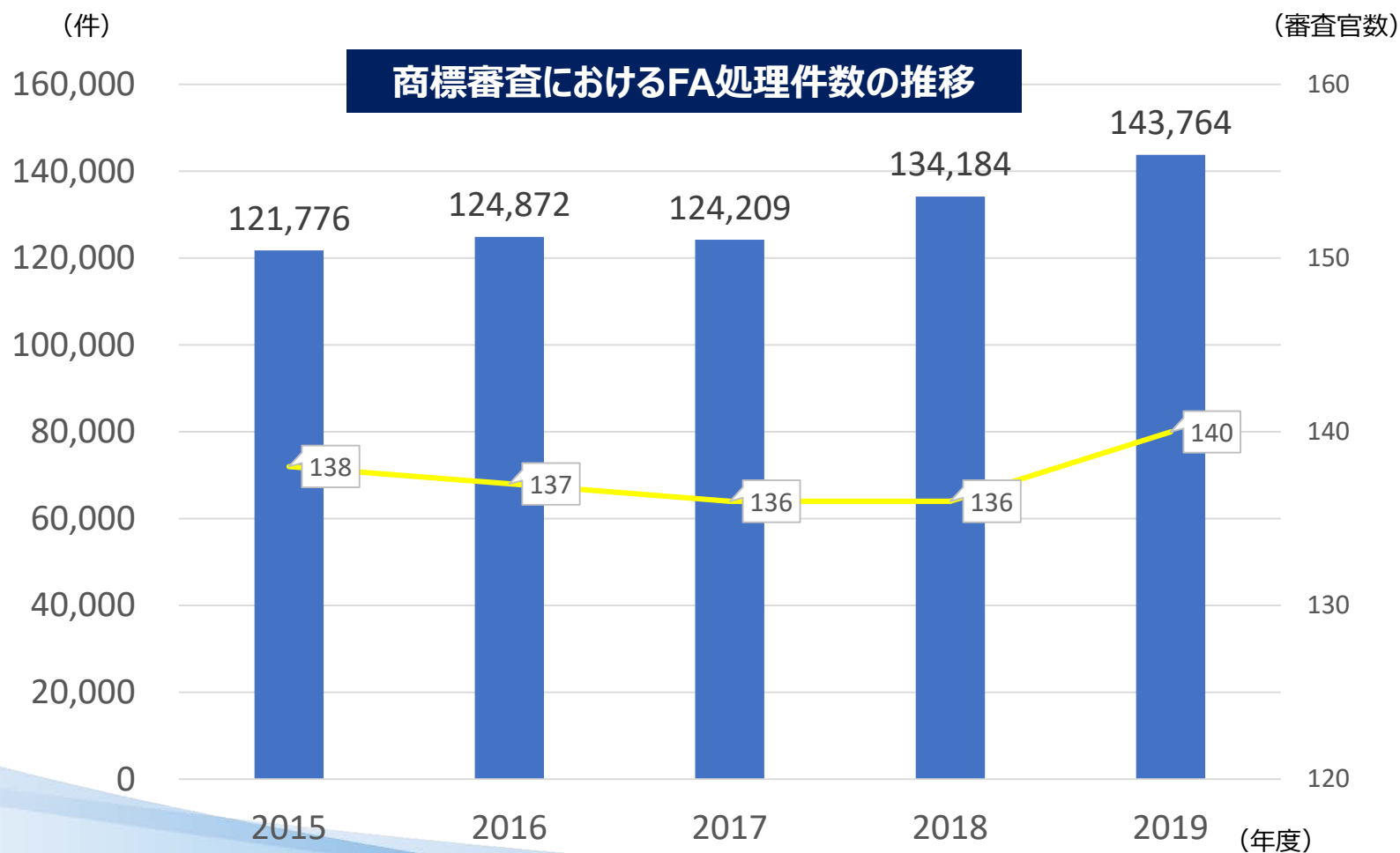
※中国は件数での公表を行っていないため、数値は区分数(右軸)。

※国際商標登録出願を含む。



# 商標審査における処理件数の推移（FA）

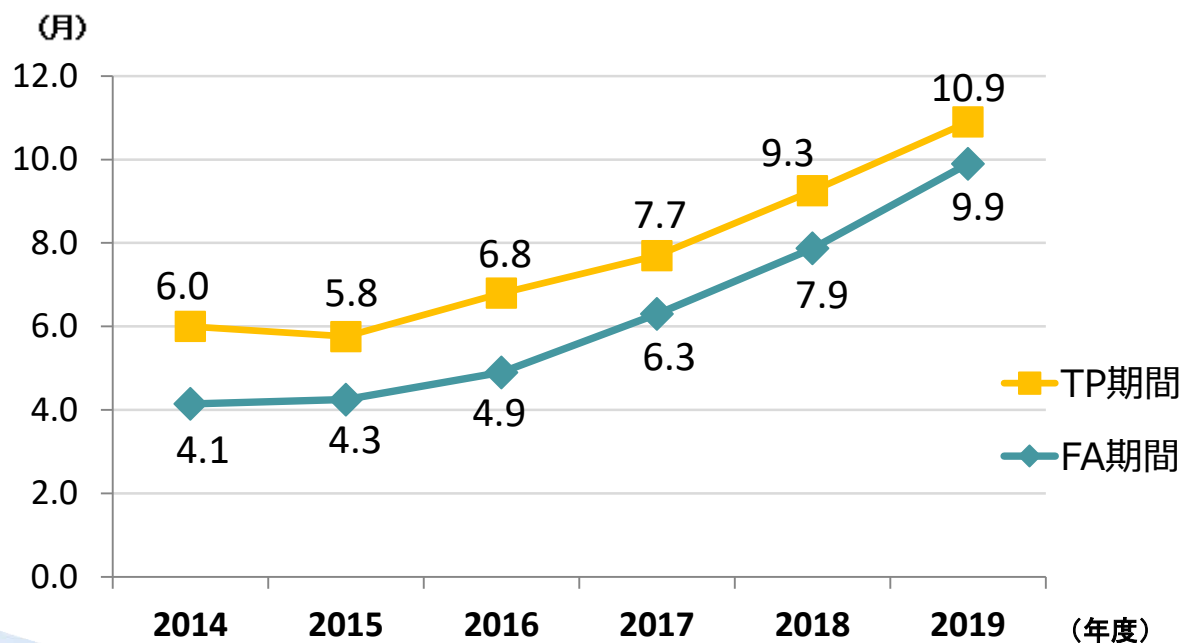
- 商標審査処理件数（FA）は増加傾向。
- 2019年度は2015年度と比較すると約1.2倍の処理を達成。
- 業務効率化等を通じた審査処理期間の短縮に向けた取り組み推進。



# 延伸する審査期間（FA・TP期間）の短縮に向けた目標

- 近年の出願件数増の影響等により、一次審査通知までの期間及び権利化までの期間は延伸傾向。
- 特許庁の2020年度実施庁目標は、一次審査期間は平均9～11か月以内、権利化までの期間は平均10～12か月以内。
- 政府目標は、2022年度末に、一次審査を6.5か月、権利化までの期間を8か月。

## 商標の審査期間の推移



### 【審査期間短縮に向けた政府方針】

- 成長戦略【2019年6月21日閣議決定】  
「2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである8月とする」  
(令和元年度革新的事業活動に関する実行計画 KPI)
- 知的財産推進計画2019【2019年6月21日知的財産戦略本部決定】  
「近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する。」(本文)

## 2 審査の処理促進

# 商標ファストトラック審査

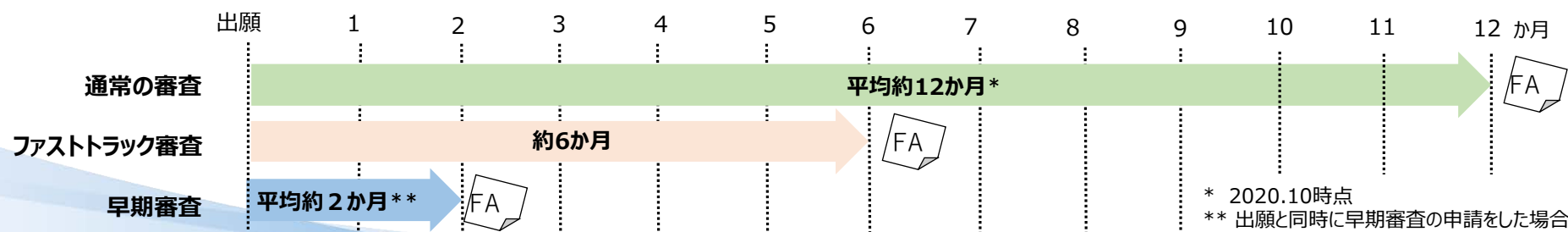
- 指定商品・役務の審査負担の少ない出願を増加させ、審査全体の処理促進を目的としてファストトラック審査の試行を開始（2018年10月～）。
- 2020年2月からの出願を対象に、  
「通常より約2か月早く」審査する運用から「**出願から約6か月で**」審査する運用に変更。  
※新ファストトラックについては現状6月程度でのFAを通知中。
- 要件に該当するかは特許庁で自動的に判定するため、**申請手続や手数料は不要**。

## 対象となるのは、次の全てを満たす出願

- ・出願時に、「類似商品・役務審査基準」「商品・サービス国際分類表(ニース分類)」「商標法施行規則(別表)」に掲載の商品・役務のみを指定している出願
- ・審査着手時まで指定商品・指定役務の補正を行っていない出願

※2020年1月31日以前に出願されたファストトラック審査の対象案件は、「通常案件より約2か月早く」一次審査結果通知を行います。

## 審査期間イメージ



# (参考) 早期審査

- ライフサイクルの短い、また、市場投入の準備が相当程度進んでいる商品・役務については早期権利化のニーズが強く、適時の権利付与のために早期審査を実施
- 令和元年(2019年)の早期審査の平均FA期間は1.7ヶ月。手数料不要

## 対象1

一部の指定商品・役務について、  
出願商標を既に使用 or 使用の準備を  
相当程度進めている



権利化について緊急性を要する事情

第三者が使用

ライセンス請求

第三者から警告

外国に出願済

マドプロ国際出願の基礎出願

いずれかの商品に関して権利化の緊急性あり

例

被服

財布

時計

使用

未使用

未使用

## 対象2

全ての指定商品・役務について、  
出願商標を既に使用 or 使用の準備を  
相当程度進めている

例

被服

財布

時計

使用

使用

使用

## 対象3 ※平成29年に追加

一部の指定商品・役務について、  
出願商標を既に使用 or 使用の準備を  
相当程度進めている



「類似商品・役務審査基準」等に掲載の  
商品・役務のみを指定

例

掲載あり

掲載あり

掲載あり

被服

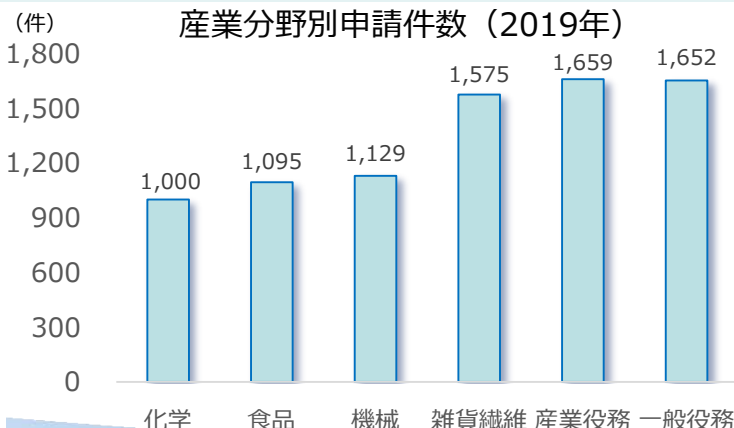
財布

時計

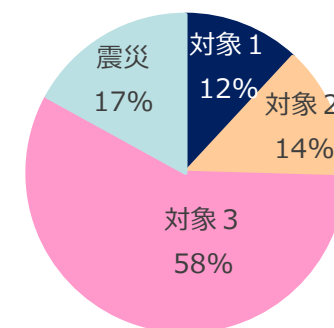
使用

未使用

未使用



対象別認定実績 (2019年)



# 任期付職員（商標審査官補）新規採用について

- 令和2年（2020年）4月、商標審査部署として初となる、**任期付商標審査官補を10名採用**。
- 民間企業、特許事務所等で法務一般に関する業務経験を有する者を募集したところ、結果として、弁理士資格や出願・権利化経験等、**専門知識やユーザー側の実務経験を有する者**を採用。
- **迅速かつ的確な審査体制**の構築に資すると共に、ユーザー側の実務経験・視点が商標審査部署内部で共有されることを通じて、**更なる業務効率化やサービス向上**に寄与。
- **来年に向けた採用活動も開始**しており、引き続き、必要な人材の獲得及び審査体制の構築を図る。

## 採用のスケジュール（今年度）

- 応募期間：令和2年10月2日～同年11月6日
- 筆記試験：令和2年11月29日
- 人物試験：令和2年12月（一次面接・二次面接）
- 合格発表：令和2年12月下旬（予定）

### （注意事項）

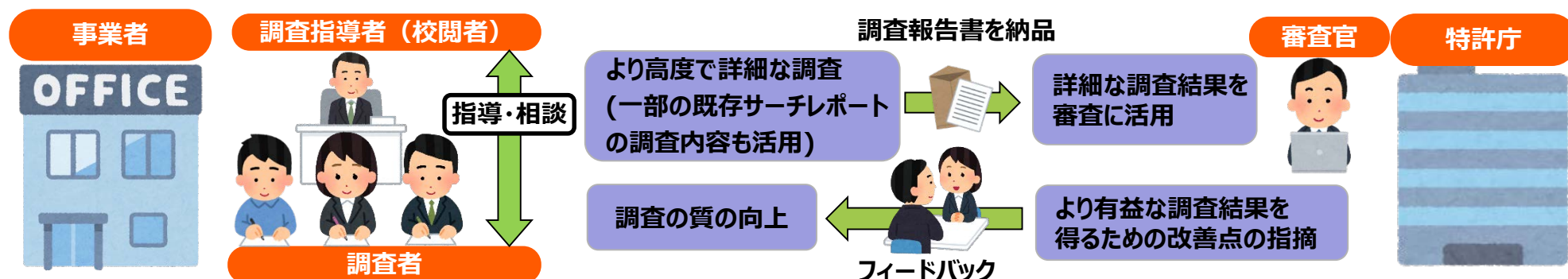
令和3年度に係る予算は要求中であるため、本募集要項は、予算成立後に正式なものとなります。

項目	内容
任用期間	令和3年3月1日又は令和3年4月1日以降の特許庁が定める日に採用 任期は4年1月又は5年以内
選考方法	筆記試験、人物試験 知的財産権に関する知識又は法律的思考力に加え、論理構成力、起案能力など業務を遂行する能力、採用後の任期を通じた能力の向上見込み、他の職員との協調した業務の遂行等の観点から総合的に判断

# 商標審査における民間調査者の活用

- 更なる商標審査の効率化のために、「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」を立ち上げ、令和元年（2019年）8月より調査を開始した。令和4年（2022年）3月まで本事業を実施する予定。
- 特許庁と契約した事業者が民間から募った調査者に、拒絶理由の該当性（商標法3条、4条等）に関する詳細な調査を実施させ、本事業で作成された商標登録出願の調査結果を商標審査に活用する。

## 事業イメージ



## 審査業務効率化策の検討・推進

- 特許庁内に商標の審査業務効率化のためのプロジェクトを立ち上げ、「審査の見える化」に基づく各審査プロセスのうち、法解釈やユーザー対応に関連する論点を中心に、外部有識者・ユーザーの声を踏まえて審査業務の効率化策について検討するとともに、庁内の業務改善として実施可能な効率化策については、並行して検討・推進

### 「審査の見える化」

- ・ 外部有識者・ユーザーの声を踏まえた効率化策の検討
- ・ 特許庁内の業務改善として実施可能な効率化策の検討

引き続き

- 商品・役務の指定（6条）に係る審査手法の見直し
- ユーザーに対する適正出願支援策の実施
- 業務運用の集約化・標準化・電子化による効率化策の実施
- テレワークや更なる審査効率化のため審査ツールの開発・提供



### 3 その他の施策・取組

# 新しいタイプの商標

- 平成27年(2015年)4月から、音や色彩といった新しいタイプの商標の保護を導入。

## 新しいタイプの商標の 出願・登録状況\*マドプロ出願を除く

(2020年9月集計)

( ) 内の数字は査定維持審決

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	1,918	682	541	486	189	20
登録件数	538	305	8	79	131	15
査定不服審判 審決件数	128 (122)	14 (13)	57 (57)	53 (48)	4 (4)	0 (0)

### 音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標  
(例:CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など)



登録第5804299号  
久光製薬(株)

### 色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標  
(例:商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など)



登録第5930334号  
(株)トンボ鉛筆



登録第5933289号  
(株)セブン-イレブンジャパン



### 位置商標

文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標



登録第6034112号  
日清食品ホールディングス株式会社

### 動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標  
(例:テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など)



登録第5804316号  
(株)ワコール

### ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標  
(例:見る角度によって変化して見える文字や図形など)



登録第5804315号  
三井住友カード(株)

# 地域団体商標

地域団体商標

=

「地域名 + 商品（役務）名」

- 地域ブランドの保護による地域経済の活性化を目的に、平成18年(2006年)に導入
- 地域ブランドとして用いられることが多い、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる文字商標について、一定範囲の地域で有名である等の要件を満たせば登録可能とする制度。登録：688件（2020年9月1日時点）
- 登録できる主体は、組合、商工会、商工会議所及びNPO法人に限られる  
※平成29年(2017年)7月からは、地域未来投資促進法による商標法の特例措置により、一定の条件の下、一般社団法人まで主体を拡充

## 主な登録要件

### 主体要件

事業協同組合等の組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（設立根拠法において組合員の加入自由を規定）

### 商標の構成

「地域の名称」と「商品（役務）名」等の組み合わせからなる文字商標であること

### 地域と商品役務の関連性

商標中の「地域の名称」が商品（役務）と密接な関連性（商品の生産地である等）を有すること

### 周知性

出願人又はその構成員の使用により、これらの者の商標として知られていること

#### 農業協同組合

##### 「米沢牛」

（山形おきたま農業協同組合）  
商標登録第5029824号



#### 事業協同組合

##### 「横濱中華街」

（横浜中華街発展会協同組合）  
商標登録第5069264号



#### 商工会議所

##### 「中津からあげ」

（大分県 中津商工会議所）  
商標登録第5817143号



#### NPO法人

##### 「小豆島オリーブオイル」

（香川県 NPO法人小豆島オリーブ協会）  
商標登録第5800807号



# 地域団体商標 ～最近の主な取組～

## ① マークの策定

- 地域団体商標制度の認知度向上、権利者団体からの統一マーク策定のニーズに応えるため、2018年1月にマークを決定。
- 特許庁がHPやパンフレット、イベント等で使用するほか、権利者団体にも商品等パッケージやHP等において使用してもらうことにより、マークや制度の更なる周知を図る。

### 【地域団体商標マーク】



- マーク使用届の申請は191団体 (2020.9.1時点)
- 日本及び中国で商標登録済み (日本：2018.4.20) (中国：2019.4.7)

### <マークの効果>

1. 地域団体商標の商標権を有する団体等のみが使用できるため、マークの有無により、第三者と差別化
2. 商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることをPRするツールとして活用することで、第三者による商標権の侵害を未然に防止



**地域団体商標の産品（サービス）のブランド力向上**

## ② 海外における地域ブランドの保護

- 海外で、日本の地名や地域団体商標が抜け駆けで出願（冒認出願）されてしまう事例が発生。特許庁としても各種支援策を実施。
- 特許庁の支援策・取組
  - ・「冒認商標問題特別相談窓口」の設置（JETRO 北京事務所・日本台湾交流協会台北事務所）
  - ・商標検索・法的対応措置マニュアルの作成・提供
  - ・中国における日本の地名等の出願登録状況の調査
  - ・中小企業等の海外での権利化支援および冒認出願取消等の費用の補助
  - ・日本の地名・地域団体商標等が海外で適切に保護されるよう、地名・地域団体商標のリストを海外の知的財産庁に提供

### ■ 近時の事例

中国において、「宇治」や「今治」を含む商標が抜け駆け登録されるも、公知の外国地名等の理由により取消しが成立した事例あり。

# 店舗の外観・内装の保護（商標制度・商標審査基準の見直し）

- 近年、企業が店舗の外観・内装に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う例が増えているところ、店舗の外観・内装は、立体商標として保護の対象となり得たが、その保護は必ずしも十分なものといえない可能性があった。
- そこで、意匠法において、店舗の外観・内装を含む建築物の空間デザインが保護対象として追加されるのにあわせ、商標法においても、店舗の外観・内装を、より適切に保護し、企業のブランディング活動を支援するため、立体商標の出願方法及び審査運用の見直しを行った。
- 見直し後の出願方法及び審査運用は、令和2年4月1日以降になされた出願に適用されている。

## 見直しの内容

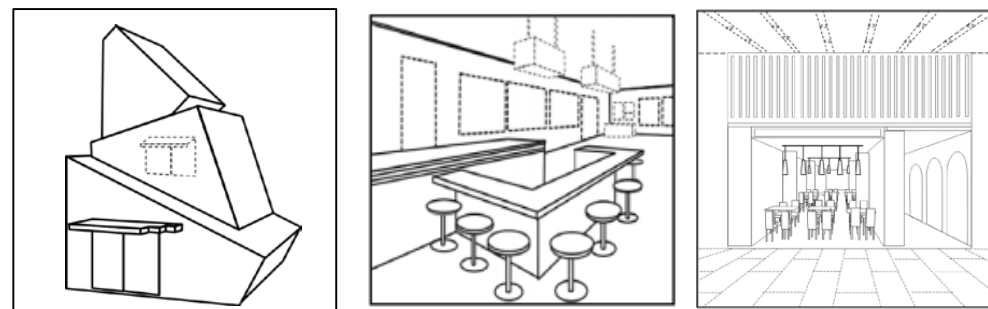
### ① 商標の出願方法の見直し（省令改正）

	立体商標		立体商標
標章を特定するための破線等の記載（商標記載欄）	×	➡	○
商標の詳細な説明	×		○

### ② 運用の整理（審査基準改訂）

- 店舗の外観・内装にかかる立体商標及び商標の詳細な説明の記載例の追記
- 商標の特定及び識別力に関する判断の追記 等

## 出願可能になった店舗の外観・内装の例



上記は、今回の見直しにより、商標審査基準に追加された店舗の外観・内装にかかる立体商標の願書への記載例。

このような外観・内装からなる立体商標の出願は、通常は登録されないが、商品・役務の出所を表示するものとして識別力を獲得すれば、立体商標として登録が可能となる。

# 商品・役務の分類に関する取組

## ユーザーの利便性向上のための取組

- 特許庁HPの「商品・役務の分類に関する情報」ページに以下を掲載
  - ・「商品・役務を指定する際の御注意」
  - ・「商品・役務名のQ & A」
  - ・「採用できない商品・役務名」
- 電話、メール及び面接による出願人等からの分類に関する相談対応（2019年：約7,100件）

## 今後の取組

- 2020年の二ス国際分類の改訂版の決定を踏まえ、新たな類似商品・役務審査基準を2020年12月に公表する。
- 特許庁HPにおける商品・役務に関する情報の掲載方法及び内容について、必要に応じて新規の情報を加えるなど、改善することで、ユーザーの利便性向上を図る。

# 商標5庁会合 (TM5) (概要)

- 商標5庁会合(TM5)は、日米欧中韓の商標五庁による国際的な協力を図り、商標が世界各国で適切に保護、活用される環境を整備することで企業のグローバルな事業活動を支援することを目的とする枠組み。現在16のプロジェクトを推進中。
- 2019年12月の第8回TM5年次会合は日本がホストを務めた。2020年の年次会合は、  
**プロジェクト** 米国がホストを務め、10月26日～28日の日程で、オンラインにより開催された。

- ①悪意の商標プロジェクト (日本)
- ②図形商標のイメージサーチプロジェクト (日本)
- ③TM5ユーザー参画プロジェクト (日本&欧州)
- ④TMビュー (欧州)
- ⑤共通統計指標 (欧州)
- ⑥優先権プロジェクト (欧州)
- ⑦リスクマネジメントプロジェクト (欧州)
- ⑧IDリスト (米国)
- ⑨共通ステータス表示 (米国)
- ⑩非伝統的商標へのインデックス付け (米国)
- ⑪詐欺的請求プロジェクト (米国)
- ⑫TM5ウェブサイト (韓国)
- ⑬審査結果の比較分析 (韓国)
- ⑭商品役務の記載に関する情報提供 (韓国)
- ⑮商標権侵害に対する意識啓発 (韓国)
- ⑯共同コミュニケーション活動 (欧州&韓国)



<2020年 TM5年次会合 (テレビ会議形式) >



# 商標5庁会合 (TM5) (日本リードのプロジェクト)

## ① 悪意の商標プロジェクト

- 他人の商標がその国・地域で登録されていないことを奇貨として、不正な目的で第三者が当該商標を出願する、いわゆる「悪意の商標出願」について、各庁の制度・運用に関する情報交換を行うとともに、ユーザーに対し情報提供を行うことを目的とするプロジェクト。
- 実績
  - 「悪意の商標出願セミナー」開催 (2013,2014,2016年)
  - 「悪意の商標出願に関するTM5の制度・運用報告書」公表 (2015年5月) (現在更新版を作成中)
  - 「悪意の商標出願事例集」作成 (2017年5月)
  - 新事例及びTM5管轄区以外の国・地域の事例を追加した「拡大版・悪意の商標出願事例集」作成 (2019年12月)
- プロジェクトの意義・効果  
セミナー、報告書及び事例集を通じて、①各国制度理解の促進、②各国での商標権取得の参考、③悪意の商標出願への対抗策の策定を可能とする。
- 今後の予定
  - “マンガ”による悪意の商標出願対策の紹介などユーザーへの普及啓発及びTM5以外の官庁の参加の推進。

## ② 図形商標のイメージサーチプロジェクト

- TM5各庁がイメージサーチを導入する際に参考となるような成果物の作成・共有を目的とするプロジェクト。今後は商標審査のITシステム全般に対象を拡充し、最新技術の取組 (AI、ブロックチェーン、機械学習等)、テレワーク等について情報交換予定。

## ③ TM5ユーザー参画プロジェクト

- TM5/INTAジョイント・ワークショップの開催。第4回は「店舗デザインの商標としての保護」をテーマで実施予定(2020年11月18日)。